

陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程及び技術高級課程学生選抜規則

昭和 33 年 7 月 26 日
陸上自衛隊達第 21—3 号

改正	昭和 33 年 12 月 23 日達第 40—17—1 号	昭和 34 年 11 月 20 日達第 40—17—2 号
	昭和 36 年 10 月 1 日達第 40—17—3 号	昭和 38 年 2 月 12 日達第 40—17—4 号
	昭和 40 年 2 月 23 日達第 122—54 号	昭和 40 年 7 月 15 日達第 40—17—5 号
	昭和 41 年 5 月 18 日達第 40—17—6 号	昭和 43 年 7 月 27 日達第 21—3—1 号
	昭和 44 年 1 月 30 日達第 36—6 号	昭和 45 年 2 月 21 日達第 32—16 号
	昭和 45 年 2 月 19 日達第 122—70 号	昭和 46 年 7 月 22 日達第 122—81 号
	昭和 47 年 8 月 5 日達第 21—3—2 号	昭和 47 年 9 月 30 日達第 122—89 号
	昭和 47 年 12 月 27 日達第 41—2—2 号	昭和 48 年 3 月 6 日達第 99—7—3 号
	昭和 50 年 2 月 12 日達第 122—100 号	昭和 50 年 6 月 20 日達第 21—3—3 号
	昭和 51 年 8 月 20 日達第 122—105 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
	昭和 53 年 1 月 19 日達第 21—3—4 号	昭和 56 年 6 月 16 日達第 21—3—5 号
	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 60 年 7 月 4 日達第 21—3—6 号
	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122—126 号	平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号
	平成 4 年 11 月 25 日達第 21—3—7 号	平成 5 年 3 月 18 日達第 21—3—8 号
	平成 7 年 2 月 22 日達第 21—3—9 号	平成 10 年 3 月 20 日達第 122—135 号
	平成 11 年 3 月 25 日達第 122—150 号	平成 11 年 7 月 1 日達第 21—3—10 号
	平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号	平成 13 年 3 月 27 日達第 122—168 号
	平成 14 年 3 月 27 日達第 122—176 号	平成 16 年 1 月 9 日達第 122—187 号
	平成 16 年 3 月 29 日達第 122—190 号	平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号
	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号	平成 19 年 3 月 27 日達第 122—218 号
	平成 19 年 9 月 20 日達第 21—3—11 号	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
	平成 21 年 3 月 30 日達第 122—232 号	平成 21 年 7 月 31 日達第 122—235 号
	平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号	平成 25 年 4 月 26 日達第 122—260 号
	平成 26 年 3 月 28 日達第 122—263 号	平成 27 年 4 月 28 日達第 21—3—12 号
	平成 27 年 7 月 1 日達第 21—3—13 号	平成 27 年 10 月 1 日達第 122—272 号
	平成 28 年 3 月 25 日達第 122—277 号	平成 29 年 3 月 24 日達第 122—282 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 122—293 号	

陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生選抜規則（陸上自衛隊達第 40—17 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程及び技術高級課程学生選抜規則

(趣旨)

第1条 この規則は、陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程及び技術高級課程の学生（以下「学生」という。）の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

(学生候補者)

第2条 学生は、次項又は第3項に該当し、学生たることを志願し、かつ、学生志願者の属する部隊等の長（別紙第1に掲げる部隊等の長をいう。以下同じ。）の推薦する者（以下「学生候補者」という。）の中から選抜する。ただし、受験回数は4回までとする。

2 指揮幕僚課程学生を志願できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 3等陸佐、1等陸尉又は2等陸尉の階級にある者
- (2) 幹部上級課程を修了した者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者
- (3) 陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部以外の部隊（情報科幹部にあつては情報本部、衛生科幹部にあつては病院を含む。）において、また、幹部候補生学校及び高等工科大学の区隊長（区隊付を含む。）並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の指導教官として通算3箇年（学校入学期間を除く。）以上の勤務経験を有する者
- (4) 受験資格の生じた年度から引き続く4箇年以内で年齢40歳未満の者。ただし、次に掲げる者については年齢40歳未満の者
 - ア 公務による国外勤務、国外留学又は部外研修により、幹部上級課程の入校が遅延し、又は当該年度に受験する機会を失し、規定受験回数をいまだ終了していない者
 - イ 妊娠、出産による特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）若しくは、配偶者同行休業により、幹部上級課程の入校が遅延し、当該年度に受験する機会を失し、規定受験回数をいまだ終了していない者
- (5) 停職以上の重処分（指揮監督上の責任に起因する重処分を除く。）を受けたことのない者及び停職以上の重処分を受けた者で改しゅんの情が顕著で勤務成績、素行から推奨に値すると部隊等の長が認めたもの

3 技術高級課程学生を志願できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 3等陸佐、1等陸尉又は2等陸尉の階級にある者
- (2) 理工学修士の学位保有者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者
- (3) 幹部上級課程を修了した者又は陸上幕僚長がこれと同等の能力があると認める者
- (4) 受験資格の生じた年度から引き続く4箇年以内で年齢40歳未満の者。ただし、次に掲げる者については年齢40歳未満の者
 - ア 公務による国外勤務、国外留学又は部外研修により、幹部上級課程の入校が遅延し、又は当該年度に受験する機会を失し、規定受験回数をいまだ終了していない者

イ 妊娠、出産による特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）若しくは、配偶者同行休業により、幹部上級課程の入校が遅延し、当該年度に受験する機会を失し、規定受験回数をいまだ終了していない者

- (5) 停職以上の重処分（指揮監督上の責任に起因する重処分を除く。）を受けたことのない者及び停職以上の重処分を受けた者で改しゅんの情が顕著で勤務成績、素行から推奨に値すると部隊等の長が認めたもの
- 4 第2項及び第3項に定める年齢及び年数は、課程開始の年の4月1日現在におけるものとし、第2項第1号に定める階級は、課程開始の年の前年の9月20日現在におけるものとし、第3項第1号に定める階級は、課程開始の年の前年の2月末日現在におけるものとする。
- 5 公務に起因する負傷又は疾病その他公務上の理由により、指揮幕僚課程にあつては第2項第3号又は第4号の、技術高級課程にあつては第3項第4号の規定により難い者については、当該隊員の属する部隊等の長の具申に基づき、陸上幕僚長が適当と認めた場合は学生志願者としてすることができる。
- 6 学生志願者は、入校時期が同一年度内である指揮幕僚課程及び技術高級課程のうちいずれかを選定し、受験するものとする。

（学生選抜の方法）

第3条 学生選抜の方法は、選抜試験、身体検査、体力検定及び人物選考とする。

- 2 選抜試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行う。
- 3 身体検査及び体力検定は、第2次試験として行う。
- 4 人物選考は、第2次試験受験者に対して行う。

（第1次試験）

第4条 第1次試験は、学生候補者の識能を検査し、第2次試験受験資格者を選抜することを目的とし、指揮幕僚課程にあつては第8条に定める選抜試験委員会統轄のもとに第9条に定める試験管理官が行い、技術高級課程にあつては選抜試験委員長が行う。

- 2 第1次試験は筆記試験とし、試験課目は各職種学校幹部上級課程修了程度の防衛課目及び幹部の素養として必要な一般教養課目とする。
- 3 第1次試験は、指揮幕僚課程にあつては毎年通常1月中旬第9条に示す各試験地においておおむね3日間、技術高級課程にあつては毎年通常6月上旬教育訓練研究本部においておおむね2日間実施する。
- 4 第1次試験合格者は、当該年度における学生採用予定人員数のおおむね2倍を標準として決定する。
- 5 第1次試験の試験期日、試験課目の細部及び試験課目に対する配点は、試験委員会の具申に基づき毎年陸上幕僚長が示す。

（第2次試験）

第5条 第2次試験は、当該年度の第1次試験合格者（第23条の規定による受験の延期を認められた者を含む。）の資質を検査し、学生として十分な資質を具備する者を選抜することを目的とし、第8条に定める選抜試験委員会が行う。

- 2 第2次試験は、面接試験、身体検査及び体力検定により学生としての適性及びサービスの状況を検査する。
- 3 第2次試験は、教育訓練研究本部において、指揮幕僚課程にあつては毎年通常5月中旬におおむね1週間、技術高級課程にあつては毎年通常10月中旬におおむね3日間実施する。
- 4 第2次試験の試験期日、試験課目及びその細部並びに試験課目に対する配点は、試験委員会の具申に基づき毎年陸上幕僚長が示す。

(人物選考)

第6条 人物選考は、学生候補者の人物を審査し、隊務に精励し、識見能力が優秀にして指揮幕僚課程にあつては将来上級指揮官又は幕僚として、技術高級課程にあつては将来技術の研究開発、行政等の職務に従事する上級指揮官又は幕僚として発達の見込十分なる者を選抜することを目的とし陸上幕僚長が行う。

(学生の決定)

第7条 陸上幕僚長は、第2次試験受験者のうちから選抜試験、身体検査、体力検定及び人物選考の結果に基づき学生として選抜する者を決定する。

(選抜試験委員会)

第8条 第1次試験の実施を統轄（技術高級課程にあつては第1次試験を実施）するとともにそれぞれの試験の合格者を決定し、かつ、第2次試験を実施する機関として陸上自衛隊教育訓練研究本部に陸上自衛隊教育訓練研究本部学生選抜試験委員会（略称選抜試験委員会とし、以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 第1次試験及び第2次試験の試験期日、試験課目の細部及び試験課目に対する配点の案を作成し、陸上幕僚長に具申すること。
 - (2) 第1次試験の日程表、試験問題その他試験実施に必要な事項を定めるとともに、指揮幕僚課程にあつては次条に定める試験管理官に送付すること。
 - (3) 第2次試験の日程表、試験問題その他試験実施に必要な事項を定め、当該試験を実施すること。
 - (4) 第1次試験及び第2次試験の採点を実施すること。
 - (5) 陸上幕僚長の承認を得て第1次試験の合格基準を設定すること。
 - (6) 前号合格基準及び第4条第4項に基づき、第1次試験合格者を決定し、陸上幕僚長に報告すること。
 - (7) 第1次試験不合格者に対し、部隊等の長を通じて成績を通知すること。
 - (8) 第2次試験受験者の成績、序列及び所見を陸上幕僚長に報告すること。
 - (9) その他第1次試験及び第2次試験の実施に関すること。
- 3 委員会は、委員長、副委員長、全般委員、職種委員（指揮幕僚課程学生選抜試験時のみとする。）、身体検査委員及び体力検定委員をもって組織する。
- 4 委員長、副委員長、全般委員、職種委員、身体検査委員及び体力検定委員は、別紙第1の2に掲げる者をもって充てる。

- 5 全般委員及び職種委員を補佐させるため、委員会に補助官を置くことができる。
- 6 補助官は、2等陸佐以上を原則とし、やむを得ない場合は、学生志願資格のなくなった3等陸佐のうちから別紙第1に掲げる全般委員差出の陸上幕僚監部の各部長並びに全般委員及び職種委員差出の学校長が命ずる。
- 7 身体検査委員、体力検定委員又は補助官を指名したときは、その都度委員長に通報するものとする。
- 8 委員長は、この条に定めるもののほか、委員会の運営の細部要領について定めることができる。

(試験管理官及び試験担任官)

第9条 指揮幕僚課程の第1次試験を実施するため、各方面総監及び別紙第2で試験地に指定した学校の長は、試験管理官(以下「管理官」という。)及び試験担任官(以下「担任官」という。)として置く。

- 2 管理官は、第1次試験の実施に関し委員長に対し責任を負う。
- 3 担任官は、管理官の命ずる2等陸佐以上の幹部自衛官をもって充てる。
- 4 担任官は、第1次試験の実施に関し管理官に対し責任を負う。

(試験管理官の事務)

第10条 指揮幕僚課程の第1次試験における管理官は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 別紙第2に示す試験地に試験場を開設する。
- (2) 第11条に定める学生候補者連名簿に基づき、学生候補者を掌握し、11月末日現在をもって各人の受験場及び受験番号を定め、関係部隊等の長に当該通知書を送付する。
- (3) 委員長から試験問題を受領し、担任官をして試験を実施させ、試験終了後答案を第1次試験受験者人員表(様式第1)とともに委員長に送付する。
- (4) 第1次試験の実施結果につき委員長に通報する。

(学生候補者の報告通報)

第11条 部隊等の長は、当該部隊等に属する者で第2条の規定に該当し学生を志願するもののうち、平素の勤務成績が良好であり、かつ、人物、識見、能力ともに学生として適当と認められるものにつき、陸上自衛隊健康診断実施及び体力検査実施規則(陸上自衛隊達第36—6号)第5条の規定による健康診断を受けさせ、その結果適当と認められるものにつき、学生候補者連名簿(様式第2及び様式第2の2)を作成し、健康診断結果報告書(様式第3)を添え、指揮幕僚課程にあつては第1次試験受験の年の前年の9月20日までに技術高級課程にあつては第1次試験の年の2月末日までに順序を経て陸上幕僚長に報告(1部)するとともに直接委員長に提出(1部)するほか、指揮幕僚課程にあつては別紙第2に示す区分に従い当該管理官(学生候補者の希望試験地が別紙第2に示す区分と異なるときは、当該試験地の当該管理官とする。)に対し、該当学生候補者の連名簿を提出(1部)する。(補定第1号)

(学生候補者の取消し及び受験地の変更)

第12条 前条に定める学生候補者連名簿の提出後、学生候補者の取消し、受験地変更の必要のある場合又は学生候補者の所属が変わった場合は、部隊等の長はその都度速やかに前条に準じ委員長及び当該管理官に通報するものとする。

(第1次試験の実施要領)

第13条 指揮幕僚課程の第1次試験の実施要領は、次の各号による。

- (1) 委員長は、試験日程表及び試験問題を試験期日のおおむね2週間前に管理官に送付する。
- (2) 管理官は、担任官をして委員長の定める試験日程表及び試験問題により試験を実施させる。
- (3) 部隊等の長（陸上幕僚監部にあつては陸上幕僚長とする。）は、第10条第2号の受験通知書に基づき、個別命令をもって第1次試験の受験を命ずる。

2 技術高級課程の第1次試験の実施要領は、次の各号による。

- (1) 委員長は、通常4月に第1次試験受験者の所属部隊等の長に第1次試験細部指示を送付する。
- (2) 委員長は、試験を実施する。
- (3) 部隊等の長（陸上幕僚監部にあつては陸上幕僚長とする。）は、第1号細部指示に基づき、個別命令をもって第1次試験の受験を命ずる。

(第2次試験の実施要領)

第14条 第2次試験の実施要領は、次の各号による。

- (1) 委員長は、指揮幕僚課程にあつては通常3月、技術高級課程にあつては通常7月第2次試験受験者の所属部隊等の長に第2次試験細部指示（試験日程等を含む。）を送付する。
- (2) 部隊等の長（陸上幕僚監部にあつては陸上幕僚長とする。）は、前号細部指示に基づき、個別命令をもって第2次試験の受験を命ずる。この際、部隊等で実施した直近（第1次試験受験年度を基準とするが、職務の関係又は育児休業取得により当該年度未実施の者については過去3箇年以内に実施したもの）の体力検定の結果報告書（様式第3の2）を作成するとともに、第11条の規定に基づく健康診断結果報告書の判定が「B」以下であった者及び第23条第2項の規定による第2次試験の受験の延期を認められていた者については陸上自衛隊健康診断実施及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36—6号）第5条の規定による健康診断を再度受検させ、健康診断再検査結果報告書（様式第3の3）を作成し、指揮幕僚課程にあつては4月1日現在の部隊長等の長が4月20日までに、技術高級課程にあつては8月1日現在の部隊等の長が9月15日までに順序を経て陸上幕僚長に報告（1部）するとともに、直接委員長に提出（1部）する。（補定第37号）
- (3) 委員長は、各委員をして面接試験を実施させるとともに、部隊等の長が報告した体力検定及び健康診断の結果に基づき学生としての適正を検査させる。

(受験中止)

第15条 学生候補者は、公務疾病その他特別の事由によるほか、受験を中止することはできない。

2 前項の事由により受験を中止しようとする者は、順序を経て部隊等の長の許可を受けなければならない。

第16条 削除

(第1次試験合格基準の設定)

第17条 委員長は、第1次試験終了後速やかに第1次試験合格基準案を作成し、陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

(試験結果の報告)

第18条 委員長は、試験結果を次の各号により報告する。

(1) 第1次試験終了後、前条及び第4条第4項に基づき、第1次試験合格者につき第1次試験合格者名簿(様式第4及び様式第4の2)を、受験者全員につき第1次試験成績表(様式第5及び様式第5の2)を作成し、陸上幕僚長に報告(各2部)する。(補定第2号)

(2) 第2次試験終了後、受験者全員につき様式第4及び様式第4の2に準じ第2次試験成績表を作成し、様式第3に準じ体力検定結果及び身体検査結果とともに陸上幕僚長に報告(2部)する。(補定第2号)

(発表)

第19条 陸上幕僚長は、指揮幕僚課程にあつては毎年6月下旬までに、技術高級課程にあつては毎年1月中旬までに第1次試験の期日、試験課目の細部等を、第1次試験終了後速やかに第2次試験の期日、試験課目の細部及びその実施要領を決定して発表する。

2 第1次試験合格者は、指揮幕僚課程にあつては通常3月上旬に、技術高級課程にあつては通常7月上旬に発表する。

3 第1次試験及び第2次試験の成績は、公表しない。

4 学生要員に選抜された者は、指揮幕僚課程にあつては通常5月下旬に、技術高級課程にあつては通常11月下旬に発表する。

(通知)

第20条 委員長は、第1次試験合格者発表後、不合格者の属する部隊等の長に対し第1次試験成績表(様式第5及び様式第5の2)に準じて成績を通知する。

(駐屯地司令の試験場設置援助)

第21条 指揮幕僚課程の第1次試験において試験場が設置される駐屯地の駐屯地司令は、試験場の設置、勤務人員の差出その他試験場設置に関し、担任官に所要の援助を行うものとする。

(秘密保全)

第22条 委員会に属する者、管理官、担任官等は、試験問題(試験実施まで)、試験成績その他職務上知得した秘密事項は絶対に漏えいしてはならない。

(入校等の延期)

第23条 学生に選抜された者は、次に掲げる場合には、入校を延期することができる。

(1) 公務による国外勤務、国外留学又は部外研修による場合

(2) 妊娠、出産による特別休暇、育児休業（配偶者を含む。）又は、配偶者同行休業による場合

- 2 第1次試験合格者は、前項に規定する場合には、第2次試験の受験を延期することができる。
- 3 前2項に規定する場合による入校の延期又は第2次試験の受験の延期は、当該隊員の属する部隊等の長の具申によって、陸上幕僚長が行う。
(外国へ派遣される学生候補者からの学生の選抜)

第24条 外国へ派遣される学生候補者からの学生の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和33年8月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の隊員の任免補職等の書式に関する達（陸上自衛隊達第40—5号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則（昭和33年12月22日陸上自衛隊達第40—17—1号）

この達は、昭和33年12月23日から施行する。

附 則（昭和34年11月20日陸上自衛隊達第40—17—2号）

- 1 この達は、昭和34年11月20日から施行する。ただし、改正後の別紙第2に掲げる駐屯地のうち、市ヶ谷、朝霞及び十条については、それぞれ当該駐屯地の設置の日から施行する。
- 2 改正後の別紙第2に掲げる試験管理官中「東北方面総監」、「東部方面総監」及び「中部方面総監」とあるのは、昭和35年1月31日までの間、それぞれ「第6管区総監」、「第1管区総監」及び「第3管区総監」と、「調査学校長」とあるのは、調査学校の小平駐屯地への移動までの間、「幹部学校長」と読み替えて適用する。
- 3 昭和34年12月21日以降、昭和35年第1次試験開始日までの間に部隊移動を行なう部隊等については、移動後の駐屯地について改正後の別紙第2を適用する。
- 4 十条駐屯地設置の日までの間における霞ヶ浦駐屯地十条分屯地に所在する部隊等に係る改正後の別紙第2の適用については、同別紙に掲げる試験管理官中「武器学校長」とあるのは、「第1管区総監」と読み替えるものとする。

附 則（昭和36年10月1日陸上自衛隊達第40—17—3号）

- 1 この達は、昭和36年10月17日から施行する。ただし、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第2項前段の規定により、なお存続するものとされる管区隊又は混成団については同法附則第1項の指定日までの間、その他の管区隊又は混成団については昭和37年1月17日までの間、第2条及び改正後の別紙第1の改正規定中「師団」、「師団長」及び「師団司令部」とあるのは、それぞれ「管区隊又は混成団」、「管区総監又は混成団長」及び「管区総監部又は混成団本部」と、別紙第2の改正規定中「第〇師団長」とあるのは「第〇管区総監」又は「第〇混成団長」と読み替えるものとする。

- 2 昭和 36 年 12 月 21 日以降昭和 37 年度第 1 次試験開始日までの間に部隊移動を行なう部隊等については、移動後の駐屯地について改正後の別紙第 2 を適用する。

附 則 (昭和 38 年 2 月 12 日陸上自衛隊達第 40—17—4 号)

- 1 この達は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達による改正後の第 2 条第 1 項第 4 号中「36 才」とあるのは、次表左欄の年次に入校する予定の学生候補者については、それぞれ右欄に掲げるとおり読み替えるものとする。

昭和 39 年	「40 才」
昭和 40 年	「39 才」
昭和 41 年	「38 才」
昭和 42 年	「37 才」

附 則 (昭和 40 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—54 号)

この達は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 7 月 15 日陸上自衛隊達第 40—17—5 号)

- 1 この達は、昭和 40 年 7 月 16 日から施行する。ただし、改正後の別紙第 2 に掲げる駐屯地のうち、別海、丘珠、和歌山、富山、鯖江、高知、飯塚については、それぞれ当該駐屯地の設置の日から施行する。

附 則 (昭和 41 年 5 月 18 日陸上自衛隊達第 40—17—6 号)

- 1 この達は、昭和 41 年 5 月 18 日から施行する。
- 2 次表第 1 欄の年次に入校する予定の学生候補者については、第 2 条第 1 項第 3 号の改正規定中「3 箇年」とあるのは、それぞれ第 2 欄に掲げるとおりに、また 1 箇年とあるのはそれぞれ第 3 欄に掲げるとおりに読み替えるものとする。

42 年	2 箇年	0 箇年
43 年	2 年 6 箇月	6 箇月

附 則 (昭和 43 年 7 月 27 日陸上自衛隊達第 21—3—1 号)

この達は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 1 月 30 日陸上自衛隊達第 36—6 号抄)

- 1 この達は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 2 月 19 日陸上自衛隊達第 122—70 号)

この達は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 2 月 21 日陸上自衛隊達第 33—16 号抄)

- 1 この達は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 7 月 22 日陸上自衛隊達第 122—81 号)

- 1 この達は、昭和 45 年 7 月 24 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和 47 年 8 月 5 日陸上自衛隊達第 21—3—2 号)

この達は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 122—89 号)

この達は、昭和47年10月3日から施行する。ただし、(中略)第7条の規定は、昭和47年10月11日から(中略)適用する。

附 則(昭和47年12月27日陸上自衛隊達第41—2—2号抄)

1 この達は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月6日陸上自衛隊達第90—7—3号抄)

1 この達は、昭和48年3月19日から施行する。

附 則(昭和50年2月12日陸上自衛隊達第122—100号)

この達は、昭和50年3月26日から施行する。(ただし書略)

附 則(昭和50年6月20日陸上自衛隊達第21—3—3号)

この達は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年8月20日陸上自衛隊達第122—105号)

この達は、昭和51年8月20日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和53年1月19日陸上自衛隊達第21—3—4号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和56年6月16日陸上自衛隊達第21—3—5号)

この達は、昭和56年6月25日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和60年7月4日陸上自衛隊達第21—3—6号)

この達は、昭和60年7月15日から施行する。

附 則(昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122—126号)

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則(平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号)

1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(平成4年11月25日陸上自衛隊達第21—3—7号)

この達は、平成4年11月30日から施行する。

附 則(平成5年3月18日陸上自衛隊達第21—3—8号)

この達は、平成5年3月31日から施行する。

附 則(平成7年2月22日陸上自衛隊達第21—3—9号)

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—135号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則(平成11年3月25日陸上自衛隊達第122—150号)

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 21—3—10 号）
この達は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—157 号抄）
1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—168 号）
この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成 14 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—176 号）
1 この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。（ただし書略）
2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 16 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—187 号）
この達は、平成 16 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122—190 号）
1 この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。
2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）
この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）
この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—218 号）
1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。
2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 19 年 9 月 20 日陸上自衛隊達第 21—3—11 号）
この達は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122—232 号）
この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122—235 号）
この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—241 号）
この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 26 日陸上自衛隊達第 122—260 号）
この達は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122—263 号）
この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 28 日陸上自衛隊達第 21—3—12 号）
この達は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、同年 1 月以降に実施された第 1 次試験の不合格者から適用する。

附 則（平成 27 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 21-3-13 号）
この達は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122-272 号）
この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-277 号）
この達は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122-282 号）
この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-293 号）
この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

別紙第 1 (第 2 条関係)

部隊等		部隊等の長
防衛大臣直轄部隊		当該部隊の長
陸上総隊	団	団長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	団	団長
	上記以外の部隊	方面総監
陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院		方面総監
自衛隊地方協力本部		方面総監
補給処長		方面総監
学校（自衛隊体育学校を含む。）及び学校長に隷属する部隊		学校長
教育訓練研究本部及び教育訓練研究本部長に隷属する部隊		教育訓練研究本部長
補給統制本部		補給統制本部長
自衛隊情報保全隊		自衛隊情報保全隊司令
自衛隊中央病院		自衛隊中央病院長
陸上幕僚監部		各部長等

別紙第1の2（第8条関係）

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 委員長 | 教育訓練研究本部長 |
| 2 | 副委員長 | 陸上幕僚監部人事教育部長
教育訓練研究本部教育部長 |
| 3 | 全般委員 | 陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
教育訓練研究本部教育部総括室長
教育訓練研究本部長の命ずる教育訓練研究本部職員
陸上幕僚長の特に命ずる者 |
| 4 | 職種委員 | 富士学校普通科部副部長
富士学校特科部副部長
富士学校機甲科部副部長
高射学校第1教育部長
情報学校情報教育部長
航空学校第1教育部長
施設学校教育部長
通信学校第1教育部長
武器学校第1教育部長
需品学校教育部長
輸送学校教育部長
小平学校会計科部長
小平学校警務科部長
衛生学校教育部長
化学学校教育部長 |
| 5 | 身体検査委員 | 陸上幕僚監部衛生部医務・保健班長 |
| 6 | 体力検定委員 | 自衛隊体育学校長の命ずる者 |

別紙第2（第9条、第10条、第11条関係）
試験地一覧表

部隊等	試験地
北部方面隊	札幌
	旭川
	帯広
	東千歳
	真駒内
東北方面隊	仙台
	神町
	青森
東部方面隊	朝霞
	練馬
	相馬原
中部方面隊	伊丹
	千僧
	守山
	海田市
	善通寺
西部方面隊	健軍
	福岡
	北熊本
	那覇
幹部候補生学校	前川原
富士学校	富士
高射学校	下志津
航空学校	明野
施設学校	勝田
通信学校	久里浜
武器学校	土浦
小平学校	小平

様式第1
発簡番号
年 月 日

選抜試験委員長 殿

発簡者名 回

第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生選抜第1次試験受験者人員表

受験職種等		人員		受験職種等		人員		受験者人員	
普通科				航空科				輸送科	
機甲科				施設科				化学科	
野戦特科				通信科				警務科	
高射特科				武器科				会計科	
情報科				需品科				衛生科	

受験中止者名簿			
所属	階級	氏名	理由

規格：A列4番

備考：この表は、受験中止者名簿に記載した場合、「個人情報（注意）」とする。

様式第2
 発簡番号
 年 月 日
 発簡者名 印

殿

第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生候補者連名簿
 (補定第1号)

職種	受験職種	ふりがな氏名 (認番)	階級 (現階級在職月数)	生年月日 (年齢)	主要 現任教養	学歴 (専攻科目) (期別出身区分)	所属	過去の 受験回数	TOEIC	受験希望 試験地	駐屯地
普	普	やまかわ たろう 山川太郎 (G1020355)	1 尉 (2 箇月)	昭 40. 10. 15 (31)	富 校 中級 (普) (#90AOC)	防 大 (電気工学) (88AMB)	6 普連	0	750	帯広	美幌
機	機	よこ た あき お 横田昭夫 (G1020356)	1 尉 (1 4 箇月)	昭 39. 5. 11 (32)	富 校 中級 (機) (#88AOC)	京 大 (経 済) (87AMB)	73 戦連	1	800	東千歳	南恵庭

規格：A列4番

- 備考：1 受験職種ごとに区分して記入する。
 2 職種欄は、固有職種及び受験職種を明確にし、特科は野戦特科と高射特科に区分して記入する。
 3 現階級在職月数は、課程開始の前年の9月20日現在とする。
 4 年齢は、課程開始の年の4月1日現在とする。
 5 主要現任教養は、課程期別まで記入する。
 6 学歴は、最終卒業学校、専攻科目及び期別出身区分を記入する。
 7 TOEICの点数は、直近で受験した点数を記入する。
 8 駐屯地は、第1次試験の期日において当該学生候補者の所属が予定されている駐屯地名を記入する。

9 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

様式第2の2
 発簡番号
 年 月 日
 発簡者名 印

殿
 第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部技術高級課程学生候補者連名簿
 (補定第1号)

職種	ふりがな氏名 (認 番)	階 級 (現階級在職月数)	生年月日 (年 齢)	主 要 現任教養	学歴 (専攻科目) (期別出身区分)	所属	過 去 の 受験回数	備 考
普	しば た けんしろう 柴田 健士朗 (G1020355)	3 佐 (10 箇月)	昭 39. 12. 22 (35)	富校上級(普) (#110AOC) 防大理工修士 (工学) (5. 3. 23) (材料)	防 大 (応物) (88AMB)	防衛装備庁 (陸上装備研究所 研究室員)	3	
高	たか た き いち 高田 樹一 (G1020356)	1 尉 (24 箇月)	昭 42. 2. 17 (32)	高射校上級(高射) (#85AOC) 九州大理工研博士 (工学) (7. 3. 24) (電波伝搬)	広 島 大 (電気学) (91AMB)	研究本部 (総合研究部 研究室員)	2	(防衛装備庁)

規格：A列4番

- 備考：1 職種欄において特科は、野戦特科と高射特科に区分して記入する。
 2 現階級在職月数は、課程開始の前年の2月末日現在とする。
 3 年齢は、課程開始の年の4月1日現在とする。
 4 主要現任教養は、課程期別まで記入するとともに、防大理工学研究科・部外大学院、学位（取得年月日）及び専門分野を記入する。
 また、課程開始の年の4月1日までに学位取得予定の者は、その学位及び取得予定年月を記入する。
 5 過去の受験回数には指揮幕僚課程の受験回数を含む。
 6 3月の定期異動予定の者は、備考欄に括弧書きで異動予定先を記入する。

様式第3の2

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名 印

陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生・技術高級課程学生候補者体力検定結果報告書

所属	階級	氏名	年齢	共通体力検定						戦技等に直結する体力検定				備考
				腕立て伏せ	膝半屈腹筋	3000m走	合計点	等級	実施年月日	短距離疾走	超像	重量物の卸下、運搬及び積載	実施年月日	
				回数 級	回数 級	分 秒 点 級	点	級		秒 合・否	m 合・否	秒 合・否		

規格：A列4番

- 注：1 体力検定欄は、共通体力検定、戦技等に直結する体力検定の各区分ごと、種目別の回数、時間及び距離を記入するとともに、共通検定においては得点、等級、合計の得点、戦技等に直結する体力検定においては、合否を記入する。
- 2 第1次試験受験年度以外の体力検定結果を用いる場合は、その理由を備考欄に記入する。
- 3 この報告は、記入後「個人情報（注意）」とする。

様式第3の3
発簡番号
年 月 日
発簡者名 印

殿

陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生・技術高級課程学生候補者健康診断再検査結果報告書

所属	階級	職種	氏名	判定連絡 A・B	健康診断 実施駐屯地	判定医官階級氏名	判定「B」の理由及び入校時 までに「A」の基準に達する 見込みの有無

規格：A列4番

- 備考：1 標題中不要な課程学生名は二重実線で抹消する。
2 この報告書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生選抜第1次試験合格者名簿

受験人員 名

序列	所属	階級	職種	氏名	課目別成績						受験回数	摘要
					職種専門	防衛共通	図上戦術	服務等	戦史	計		
合格者平均点												
受験者平均点 (全課目採点者の平均)												

- 備考：1 成績は、点数をもって記載する。
 2 記載は、成績序列順とする。
 3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部技術高級課程学生選抜第1次試験合格者名簿

受験人員 名

序列	所属	階級	職種	氏名	課目別成績				受験回数	摘要	
					防衛共通		研究開発				計
					防衛	サービス等	科学技術研究	科学技術研究に必要な確率・統計・最適化手法等			
合格者平均点											
受験者平均点 (全課目採点者の平均)											

規格：A列4番

- 備考：1 成績は、点数をもって記載する。
 2 記載は、成績序列順とする。
 3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部指揮幕僚課程学生選抜第1次試験成績表

受験人員 名

序列	所属	階級	職種	氏名	課目別成績					総合評価	合否	摘要
					職種専門	防衛共通	図上戦術	服務等	戦史			
受験者平均成績												%

- 備考：1 本表は、陸上総隊、各方面隊（方面総監の指揮監督を受ける機関を含む。）、各学校、その他の大臣直轄部隊等別にして記載する。
- 2 「課目別成績欄」は、それぞれの課目及び総合評価の成績の上位の者から4等分し、不合格者にはそれぞれ該当欄にA、B、C、Dの記号を付す。
- 3 「受験者平均成績欄」は、受験者の平均成績（点数）とし、職種専門課目については記載しない。
- 4 この表は、記載後「個人情報（注意）」とする。

第 期陸上自衛隊教育訓練研究本部技術高級課程学生選抜第1次試験成績表

受験人員 名

序列	所属	階級	職種	氏名	課目別成績				総合評価	合否	摘要
					防衛共通		研究開発				
					防衛	サービス等	科学技術研究	科学技術研究に必要な確率・統計・最適化手法等			
合格者平均点											
受験者平均点（全課目採点者の平均）											

規格：A列4番

- 備考：1 本表は、陸上総隊、各方面隊（方面総監の指揮監督を受ける機関を含む。）、各学校、その他の大臣直轄部隊等別にして記載する。
- 2 「課目別成績欄」は、それぞれの課目及び総合評価の成績の上位の者から4等分し、不合格者にはそれぞれ該当欄にA、B、C、Dの記号を付す。
- 3 「受験者平均成績欄」は、受験者の平均成績（点数）とする。
- 4 この表は、記載後「個人情報（注意）」とする。